

## 後期高齢者医療制度

問合先  
 ●大阪府後期高齢者医療  
 広域連合(保険料) ☎06・  
 4790・2028、給付事務  
 ☎06・4790・2031  
 ●国保年金課

■8月から後期高齢者医療被保険者証が変わります

現在の被保険者証(桃色)の有効期限は7月31日(火)です。新しい被保険者証(水色)は7月中に送付し、届いた日から使用できます。

■7月中旬に保険料額決定通知書・納付通知書を送付します  
 納付方法

●特別徴収：年金からの天引き  
 ●普通徴収：7月～翌年3月の各納期限(全納の場合は7月31日)までに納付書または口座振替

### ■保険料の軽減

①世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(51,491円)が下表の通り軽減されます。

●基礎控除額などは、税法改正などで変動することがあります。

●軽減を判断する「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は

適用されません。

●国民健康保険と同様に、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

●世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

②後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が5割軽減されます。(平成31年度以降は資格取得後2年間に限り均等割額が5割軽減されます)

所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
①下欄②に属する人で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得が0円	9割	5,149円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が33万円以下	8.5割	7,723円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+27万5千円×被保険者数)以下	5割	25,745円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+50万円×被保険者数)以下	2割	41,192円

### ■基準収入額適用申請

次のいずれかに該当する「現役並み所得者」は、申請すると「一般」(1割負担)になります。(表1)

#### 【同一世帯内で

#### 被保険者が1人の場合】

●被保険者の収入額が383万円未満

●被保険者の収入額が383万円以上で、被保険者本人および同一世帯に属する70～74歳の人の収入合計額が520万円未満  
 【同一世帯内で

#### 被保険者が2人以上の場合】

●被保険者の収入合計額が520万円未満

### ■非課税世帯に属する人の医療費・食事代

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人が申請すると、医療費や食事代が自己負担限度額まで減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。新たに該当する人は申請してください。(表1・2)  
 現在使用している認定証の有効期限は7月31日(火)です。引き続き対象になる人には、自動的に新しい認定証を送付します。

(表1) 一部負担金の割合・自己負担限度額(平成30年8月～)

対象	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(*1)	3割	課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% [140,100円(*2)]
		Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% [93,000円(*2)]
		Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% [44,400円(*2)]
一般		18,000円(*3)	57,600円 [44,400円(*2)]
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(*4)			15,000円

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。月の途中で75歳になる人は半額となります。

(\*1) 同一世帯に課税所得額(地方税法上の各種控除後の所得)145万円以上の被保険者がいる人(ただし、所得などの条件により、一般になる場合もあります)

(\*2) 被保険者が高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額(他の医療保険での支給回数は通算されません)

(\*3) 年間上限額は144,000円

(\*4) 住民税非課税世帯に属し、世帯員全員の各所得が0円(公的年金控除は80万円として計算)である人または、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

平成30年8月から現役並み所得区分の細分化により、現役並み所得者区分Ⅱ・Ⅰの人には、限度額適用認定証を発行しますので、医療機関などの窓口で被保険者証と併せてご提示ください。

※交付申請は、平成30年7月より市区町村窓口にて受け付けます。

(表2) 入院時の食事代

※適用を受けるためには、窓口での手続きが必要

世帯の課税状況	対象	標準負担額 (1食あたり)
課税	現役並み所得者一般	460円
	指定難病患者 (*5)	260円
非課税	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	210円 過去12ヵ月の入院日数が90日以内
		160円 (*7) 過去12ヵ月の入院日数が90日を超える (*6)
	低所得Ⅰ	100円

(\*5) 平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病棟に入院しており引き続き入院する人も対象になります。

(\*6) 低所得Ⅱと認定された日から90日を超えて入院していることが必要となります。適用を受けるためには、市(区)町村担当窓口での申請が必要です。

(\*7) 負担額が160円となるのは、申請日の翌月からとなります。

(表3) 療養病床に入院時の食事・居住費

世帯の課税状況	対象	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
課税	現役並み所得者一般	460円 (*8)	370円
非課税	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	210円	
	低所得Ⅰ	130円	
	高齢福祉年金受給者	100円	0円
	境界層該当者 (*9)	100円	0円

(\*8) 管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われている場合は420円、それ以外の場合は210円の自己負担です。

(\*9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を必要としない状態となる人

■療養病床に入院したとき  
食費と居住費の一部が自己負担となります。(表3)  
ただし、指定難病患者は(表2)の「入院時の食事代」のみの負担となります。医療の必要性の高い人は(表2)の「入院時の食事代」の負担のほか、居住費の負担がかかります。

## 国民年金

問合先 国民年金課

**国民年金保険料  
平成30年度 申請免除・納付  
猶予の申請受付**

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除・全額猶予」「一部免除(一部納付)」されます。  
※毎年申請が必要ですが、前回申請時に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除または納付猶予の承認を受けた人は不要

■対象

**対象期間** 7月～来年6月分  
※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合は、その期間についても申請できます。  
**所得審査対象** 申請者本人、配偶者、世帯主(納付猶予の場合は本人、配偶者のみ)

■申請方法

**受付** 7月2日(月)以降に、市役所1階101会議室(7月23日(月)以降は国民年金課)で  
**必要なもの** 個人番号(通知カードの場合)は本人確認書類も必要) または基礎年金番号が確認

できるもの、印鑑(本人が署名する場合は不要)  
※審査対象者が今年1月1日現在市内在住でない人や、失業を理由とする人は別に証明書などが必要。詳しくは問い合わせてください。

■承認を受けた期間は…

- 年金を受け取るために必要な期間に含まれます。
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件に対応します。
- 年金額算定の際、申請免除の場合は保険料を全額納めた場合と比べ、次の表の計算になります。(納付猶予の場合は年金額の計算に含まれません)

種類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付 (一部納付額 4,090円)	5/8
	2分の1納付 (一部納付額 8,170円)	3/4
	4分の3納付 (一部納付額 12,260円)	7/8

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

■保険料の追納

免除(一部免除は納付済期間)・納付猶予承認期間の保険料は承認を受けた月以降10年以内であ

れば追納(さかのぼって納めること)ができます。  
※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

